

## 9. 写真検収について

物品類は、未開封の状態で見込を受けていただくため、検収完了後に使用可能となります。ただし、次のような場合は例外として写真による検収を可とします。

### (1) 急ぎの使用が必要な物品類

- ・GW、夏季一斉休業、冬季一斉休業等で検収センター閉室中に、急ぎで使用する必要がある場合
- ・出張先で購入・使用する必要がある場合

### (2) 在外研究員等で購入した物品類

在外研究中のため、海外の研究拠点で使用する物品類等

### 《写真検収の方法》

次の内容を E-mail にて検収センターへご送付下さい。

- ① 支払申請書（写し）の添付または、支出元の研究費名をメール本文へ記載
- ② 証憑書類（物品の明細がわかるもの）  
※①と②については、後日必ず原本を公的研究費管理部局へご提出下さい。
- ③ 物品類を撮影した写真データ

**写真の要件** ※複数枚ご提示頂いても構いません。

- ・ 購入物品の全体像、個数（使用前の状態）が写っていること。  
※web からダウンロードした写真は不可。ご自身にて現物を撮影したものに限りです。
- ・ 商品名、製造番号、型式、数量等が確認できること。

（例1：書籍）

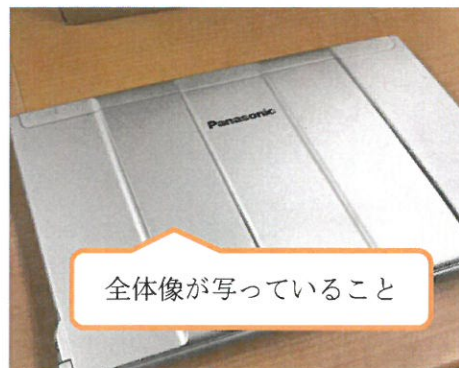


商品名（書籍名）が分かること

（例2：ノートパソコン）



商品名・製造番号、型番等が  
確認できること



全体像が写っていること

## 10. 支払申請書の提出

物品類を受領後、科研費の場合は支払申請書に必要事項を記入の上、検収印の捺印された納品書、請求書（領収書）等を添付し、研究開発センターに提出して下さい。その他公的研究費の場合は、公的研究費管理部局に必要書類を提出して下さい。なお、物品類の検収と支払の可否の判断は別となりますのでご注意願います。

## 11. 検収センターおよび納品先住所

### <ホームページ>

<http://kensyu.ws.hosei.ac.jp/wp/>

適時お知らせを掲載いたしますので、ご活用ください。

### <市ヶ谷>

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-16

法政大学 新見附校舎 1F（研究開発センター内）市ヶ谷検収センター気付

〇〇学部 法政 太郎 宛

※誤配を防ぐため、フルネームまで入れて下さい。

文字数制限等の場合は（ ）内を省略しても構いません。

TEL : 03-5228-1254 /FAX : 03-5228-1255

E-mail : ikensyu@ml.hosei.ac.jp

### <多摩>

〒194-0298 東京都町田市相原町 4342

法政大学 3号館 5F 多摩検収センター気付

〇〇学部 法政 花子 宛

※誤配を防ぐため、フルネームまで入れて下さい。

TEL : 042-783-2346/ FAX : 042-783-2311

E-mail : tkensyu@ml.hosei.ac.jp

### <小金井>

〒184-8584 東京都小金井市梶野町 3-7-2

法政大学 管理棟 1F 合同環境保全センター内小金井検収センター気付

〇〇学部 大学 一郎 宛

※誤配を防ぐため、フルネームまで入れて下さい。

TEL : 042-387-6360/ FAX : 042-387-6125

E-mail : kkensyu@ml.hosei.ac.jp